

奈良市公報

第 2 3 6 号

平成20年 9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 住居番号の設定…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 道路の位置指定…………… 3
- 平成20年度国民健康保険料決定通知書の公示送達…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 納期限変更告知書の公示送達…………… 6
- 平成20年度奈良市一般会計補正予算の要領…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（3件）…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 8
- 都市計画地区計画の変更（2件）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9

選挙管理委員会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦
- 3 供用を開始する排水施設の位置

- 覧…………… 9
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 9

農業委員会

- 農地部会の招集…………… 9
- 農政部会の招集…………… 10

正 誤

- 正誤表…………… 10

告 示

奈良市告示第433号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年 8月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年 8月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年 8月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名三丁目、富雄元町一丁目、学園大和町二丁目、西大寺南町、平松五丁目、三条大宮町、大森西町、法蓮町、三条大路三丁目及び南京終町四丁目の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第4幹線-58	奈良市二名三丁目1025-1	奈良市二名三丁目1021-4
二名第4幹線-59	奈良市二名三丁目1023-4	奈良市二名三丁目1023-5
富雄元町第1幹線-8	奈良市富雄元町一丁目568	奈良市富雄元町一丁目567-1
杣川幹線-44	奈良市学園大和町二丁目216-2	奈良市学園大和町二丁目225-4
西大寺南幹線-219	奈良市西大寺南町2397	奈良市西大寺南町2406-17
西大寺南幹線-220	奈良市西大寺南町2397	奈良市西大寺南町2406-10
五条幹線-209	奈良市平松五丁目733-1	奈良市平松五丁目733-1
三条幹線-52	奈良市三条大宮町214-2	奈良市三条大宮町1255
三条幹線-53	奈良市大森西町216-2	奈良市大森西町233-5
奈良幹線-131	奈良市法蓮町728-7	奈良市法蓮町717-2
平城幹線-14	奈良市三条大路二丁目529-2	奈良市三条大路三丁目471-2
大安寺第1幹線-211	奈良市南京終町四丁目224-1	奈良市南京終町四丁目231

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年8月1日掲示済)

奈良市告示第434号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年8月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年8月1日掲示済)

奈良市告示第435号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年8月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
鴻ノ池運動公園整備工事（補助・単独）ほか19件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員の平成17年度から平成19年度における別表参加資格に掲げる業種の工事の工事完成高（1社1工事）の合計金額が参加しようとする工事の予定価格（税込み）以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。
 - (3) 当該工事に専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。
 - (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (電子入札参加に必要な資格)
- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成20年8月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口
 - 4 入札の場所
奈良市役所入札室
 - 5 入札の日時
別表のとおり
 - 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
 - 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書
ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

(郵便入札による参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年8月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧室)に持参してください。(特定建設工事共同企業体による参加者)

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 専任の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し(各構成員)

オ 平成17年度から平成19年度の土木工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本(契約書については監理課で確認後返還する。)

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成20年8月8日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成20年8月8日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に電子入札の入札参加申請を行ってください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年8月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

土木ランクAの業者

平成20年8月1日から8月6日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年8月1日から8月8日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

土木ランクAの業者

平成20年8月14日までに入札参加申請者に通知します。

土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年8月14日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

土木ランクAの業者

平成20年8月15日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

土木ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成20年8月15日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年8月1日揭示済)

奈良市告示第436号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成20年8月4日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番88号
申請者氏名	積水ハウス株式会社 代表取締役 和田 勇
道路の位置	奈良市紀寺町992番地の1
道路の幅員	最大4.35m 最小4.35m
道路の延長	34.95m
指定年月日	平成20年8月4日
指定番号	第19020号

(平成20年8月4日揭示済)

奈良市告示第437号

平成20年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国民年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成20年8月5日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の送達年月日	平成20年6月13日																					
2 この公示送達により変更する納期限	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更前</td> <td>第1期分</td> <td>平成20年6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期分</td> <td>平成20年7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期分</td> <td>平成20年9月1日</td> </tr> <tr> <td>第4期分</td> <td>平成20年9月30日</td> </tr> <tr> <td>第5期分</td> <td>平成20年10月31日</td> </tr> <tr> <td>第6期分</td> <td>平成20年12月1日</td> </tr> <tr> <td>第7期分</td> <td>平成20年12月26日</td> </tr> <tr> <td>第8期分</td> <td>平成21年2月2日</td> </tr> <tr> <td>第9期分</td> <td>平成21年3月2日</td> </tr> <tr> <td>第10期分</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> </table>	変更前	第1期分	平成20年6月30日	第2期分	平成20年7月31日	第3期分	平成20年9月1日	第4期分	平成20年9月30日	第5期分	平成20年10月31日	第6期分	平成20年12月1日	第7期分	平成20年12月26日	第8期分	平成21年2月2日	第9期分	平成21年3月2日	第10期分	平成21年3月31日
変更前	第1期分		平成20年6月30日																			
	第2期分		平成20年7月31日																			
	第3期分		平成20年9月1日																			
	第4期分		平成20年9月30日																			
	第5期分		平成20年10月31日																			
	第6期分		平成20年12月1日																			
	第7期分		平成20年12月26日																			
	第8期分		平成21年2月2日																			
	第9期分		平成21年3月2日																			
	第10期分	平成21年3月31日																				

変更後	第1期分	平成20年9月1日
	第2期分	平成20年9月1日
	第3期分	平成20年9月1日
	第4期分	平成20年9月30日
	第5期分	平成20年10月31日
	第6期分	平成20年12月1日
	第7期分	平成20年12月26日
	第8期分	平成21年2月2日
	第9期分	平成21年3月2日
	第10期分	平成21年3月31日

3 送達を受けるべき者 別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成20年8月5日揭示済)

奈良市告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月5日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年11月22日 奈良市指令都整開 第07A-39号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年8月5日 第1130号
(2) 公共施設 平成20年8月5日 第497号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町西三丁目210番地の1、210番地の3、210番地の4、210番地の5、210番地の9、210番地の10、210番地の11、210番地の12、213番地の2、213番地の7、215番地、216番地の1及び217番地の1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社八州エイジェント
代表取締役 河合 浩
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市中山町西三丁目210番地の1の一部、210番地の3の一部、210番地の4の一部、210番地の5の一部、

<p>210番地の9の一部、210番地の11の一部、210番地の12の一部、215番地の一部及び217番地の1の一部</p> <p>(2) 下水道 奈良市中山町西三丁目210番地の1の一部、210番地の3の一部、210番地の4の一部、210番地の5の一部、215番地の一部及び217番地の1の一部</p> <p>(3) 公園 奈良市中山町西三丁目210番地の3の一部、210番地の4の一部、210番地の9の一部、210番地の10及び210</p>	<p>番地の11の一部 (平成20年8月5日揭示済)</p> <p>奈良市告示第439号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成20年8月5日 奈良市長 藤原 昭</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定施術者の氏名</th> <th rowspan="2">施術の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>施術所の名称</th> <th>施術所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清水一平</td> <td></td> <td rowspan="2">あんま</td> <td rowspan="2">平成20年7月31日</td> </tr> <tr> <td>しみず整骨院（清水一平）</td> <td>奈良市三条町321-4 美幸ビル2F</td> </tr> </tbody> </table>	指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日	施術所の名称	施術所の所在地	清水一平		あんま	平成20年7月31日	しみず整骨院（清水一平）	奈良市三条町321-4 美幸ビル2F	<p>(平成20年8月5日揭示済)</p> <p>奈良市告示第440号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p> <p>とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。 平成20年8月5日 奈良市長 藤原 昭</p>													
指定施術者の氏名		施術の種類			指定年月日																					
施術所の名称	施術所の所在地																									
清水一平		あんま	平成20年7月31日																							
しみず整骨院（清水一平）	奈良市三条町321-4 美幸ビル2F																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定介護機関</th> <th rowspan="2">施設又は実施する事業の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">開設者</td> <td rowspan="2">居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導</td> <td rowspan="2">平成20年7月1日 平成20年7月1日</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> <tr> <td>スマイル薬局</td> <td>奈良市神功三丁目7-31</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ビックリー株式会社</td> <td>奈良県北葛城郡王寺町久度二丁目12-3</td> </tr> </tbody> </table>	指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	名称	所在地	開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年7月1日 平成20年7月1日	名称	主たる事務所の所在地	スマイル薬局	奈良市神功三丁目7-31			ビックリー株式会社	奈良県北葛城郡王寺町久度二丁目12-3	<p>(平成20年8月5日揭示済)</p> <p>奈良市告示第441号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護</p> <p>機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。 平成20年8月5日 奈良市長 藤原 昭</p>							
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類			指定年月日																					
名称	所在地																									
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成20年7月1日 平成20年7月1日																							
名称	主たる事務所の所在地																									
スマイル薬局	奈良市神功三丁目7-31																									
ビックリー株式会社	奈良県北葛城郡王寺町久度二丁目12-3																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">指定介護機関</th> <th rowspan="2">開設者</th> <th rowspan="2">変更年月日</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧</td> <td>けいはんなヘルパーステーション</td> <td>奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3</td> <td>有限会社けいはんなヘルパーステーション</td> <td rowspan="2">平成20年5月1日</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>けいはんなヘルパーステーション</td> <td>奈良市二名三丁目952-1</td> <td>有限会社けいはんなヘルパーステーション</td> </tr> <tr> <td>旧</td> <td>有限会社総合在宅介護センターきらり</td> <td>奈良市三碓六丁目6-6</td> <td>有限会社総合在宅介護センターきらり</td> <td rowspan="2">平成20年3月31日</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>有限会社総合在宅介護センターきらり</td> <td>奈良市石木町41-1</td> <td>有限会社総合在宅介護センターきらり</td> </tr> </tbody> </table>		指定介護機関		開設者	変更年月日	名称	所在地	旧	けいはんなヘルパーステーション	奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3	有限会社けいはんなヘルパーステーション	平成20年5月1日	新	けいはんなヘルパーステーション	奈良市二名三丁目952-1	有限会社けいはんなヘルパーステーション	旧	有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市三碓六丁目6-6	有限会社総合在宅介護センターきらり	平成20年3月31日	新	有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市石木町41-1	有限会社総合在宅介護センターきらり	
		指定介護機関				開設者	変更年月日																			
	名称	所在地																								
旧	けいはんなヘルパーステーション	奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3	有限会社けいはんなヘルパーステーション	平成20年5月1日																						
新	けいはんなヘルパーステーション	奈良市二名三丁目952-1	有限会社けいはんなヘルパーステーション																							
旧	有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市三碓六丁目6-6	有限会社総合在宅介護センターきらり	平成20年3月31日																						
新	有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市石木町41-1	有限会社総合在宅介護センターきらり																							

(平成20年8月5日揭示済)

奈良市告示第442号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年8月5日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年8月5日揭示済)

奈良市告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年8月31日 奈良市指令都整開 第07A-23号
平成19年12月17日 奈良市指令都整開 第07A-23-

1号

平成20年5月21日 奈良市指令都整開 第07A-23-2号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成20年8月6日 第1131号
 - (2) 公共施設 平成20年8月6日 第498号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市富雄川西一丁目23番地の23、23番地の24、24番地の1及び25番地の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町519-9
株式会社新日本ハウス 代表取締役 梅原孝博
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市富雄川西一丁目23番地の23、23番地の24、24番地の1の一部及び25番地の3の一部
 - (2) 下水道
奈良市富雄川西一丁目23番地の23の一部、23番地の24の一部、24番地の1の一部及び25番地の3の一部
(平成20年8月6日揭示済)

奈良市告示第444号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年8月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年8月6日揭示済)

奈良市告示第445号

平成20年奈良市議会8月臨時会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成20年8月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成20年度奈良市一般会計補正予算（第1号）別紙
平成20年度奈良市一般会計補正予算（第1号）
平成20年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164,740

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,864,740千円とする。

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと
第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰 越 金		千円 —	千円 148,212	千円 148,212
	1 繰 越 金	—	148,212	148,212
21 諸 収 入		2,146,229	16,528	2,162,757
	4 雑 入	546,127	16,528	562,655
歳 入 合 計		117,700,000	164,740	117,864,740

(註) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 40,149,262	千円 164,740	千円 40,314,002
	1 社会福祉費	17,112,332	164,740	17,277,072
歳 出 合 計		117,700,000	164,740	117,864,740

(平成20年 8月 6日 掲示済)

奈良市告示第446号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年 8月 7日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年 8月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年 8月 7日 掲示済)

奈良市告示第447号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成17年奈良市規則第51号)第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年 8月 8日

奈良市長 藤 原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 共栄住設	代表取締役 堀内眞治	奈良県奈良市四条 大路5丁目4番35 号	平成20年 8月7日

(平成20年 8月 8日 掲示済)

奈良市告示第448号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年 8月 8日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年 6月12日 奈良市指令都整開 第08A-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年 8月 8日 第1132号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名一丁目2378番地、2380番地、2381番地の1、2382番地の1及び2384番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県久留米市天神町146番地

株式会社梅の花 代表取締役社長 梅野重俊
(平成20年8月8日揭示済)

奈良市告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年7月28日 奈良市指令都整開 第08A-19号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年8月12日 第1133号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市三碓六丁目1066番地の1、1066番地の4、1069番地の1の一部及び1069番地の6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三碓六丁目6番6号
上村 正樹
奈良市三碓六丁目6番6号
上村 賀子

(平成20年8月12日揭示済)

奈良市告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年8月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年6月11日 奈良市指令都整開 第08A-11号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年8月12日 第1134号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柳生町1477番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柳生町1879
神田 敦
奈良市柳生町1484
永井 光一

(平成20年8月12日揭示済)

奈良市告示第451号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年8月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年8月12日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年8月12日揭示済)

奈良市告示第452号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年8月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成20年8月27日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成20年5月1日、同月2日、同月7日、同月8日、同月12日から同月15日まで、同月21日、同月23日及び同月27日

(平成20年8月13日揭示済)

奈良市告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年8月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
押熊町地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町1408番の1の一部他

(平成20年 8月15日揭示済)

奈良市告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年 8月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

東登美ヶ丘六丁目地区計画

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東登美ヶ丘六丁目及び押熊町の一部

(平成20年 8月15日揭示済)

奈良市告示第455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年 8月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成17年11月28日 奈良市指令都整開 第05A-32号
平成20年 7月23日 奈良市指令都整開 第05A-32-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年 8月15日 第1135号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市松陽台二丁目1899番地の104、1906番地の2、1907番地の2、1908番地の2、1909番地、1910番地の1、1912番地の1、1934番地の4、1936番地の4、1937番地、1938番地の1及び1938番地の2並びに西登美ヶ丘四丁目5005番地の2、5007番地の8、5008番地の3、5008番地の5、5010番地の2、5010番地の4、5011番地の3及び5011番地の4

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西登美ヶ丘四丁目20-13

株式会社松陽

代表取締役 谷奥 穠

(平成20年 8月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第29号

平成20年 9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年 9月3日から平成20年 9月7日までの間、毎日午前 8時30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年 8月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟 3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年 8月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第30号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年 9月3日から平成20年 9月7日までの間、毎日午前 8時30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年 8月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟 3階

選挙管理委員会事務局内

(平成20年 8月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会平成20年 8月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成20年 8月6日

奈良市農業委員会

農地部会長 徳 西 利 和

記

- 1 日時

平成20年 8月14日（木） 午後 1時30分

- 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟 5階 第21会議室

- 3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について

(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(4) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について

て

- (5) 水田利用転換届出について
- (6) 許可・受理の取消しについて
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (8) 非農地証明について(7月分)

(平成20年8月6日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農業委員会平成20年8月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年8月11日

奈良市農業委員会
農政部会長 中島信男

- 1 日時
平成20年8月19日(火) 午後2時00分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 議題
 - (1) なら農業委員会だより第46号の発行について
 - (2) 農政部会の活動について
 - (3) ならアグリ・ジャンプアップ活動の推進について
 - (4) 耕作放棄地全体調査の実施について

(平成20年8月11日揭示済)

正 誤

平成20年4月25日付け奈良市公報号外第9号

ページ	段	行	誤	正
21	2	下から8	3月31日	翌年3月31日